政令第三百三十一号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「四千三百七十九億円」を「千八百二十七億円」に、「十万八千六百二十一分の十万八千二百八十九」を「十一万千百七十三分の十一万八百四十一」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○財務省令第七十六号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月十九日

財務大臣　麻生　太郎

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「十兆八千六百二十一億円」を「十一兆千百七十三億円」に、「四千三百七十九億円」を「千八百二十七億円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

○文部科学省令第三十一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第二項、第三項及び第五項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月十九日

文部科学大臣　松野　博一

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「第二十一条第一項第二号及び第四号」を「第二十一条第一項第二号、第四号及び第六号」に改め、「第二十二条第一項第五号及び」の下に「第七号並びに」を、「第二十三条第一項第四号及び」の下に「第六号並びに」を加える。

第二十一条第一項に次の一号を加える。

六　外国の大学院の学生で、機構の定める基準に該当するもの

第二十二条第一項に次の一号を加える。

七　外国の大学又は外国の大学院の学生で、機構の定める基準に該当するもの

第二十三条第一項に次の一号を加える。

六　外国の大学院の学生で、機構の定める基準に該当するもの

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年十月一日から適用する。

○厚生労働省令第百六十一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び戦略産業雇用創造プロジェクト」を「、戦略産業雇用創造プロジェクト及び地域活性化雇用創造プロジェクト」に、「・第百四十条の二」を「―第百四十条の三」に改める。

第百二条の五第二項第一号に次のように加える。

ニ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　イ(1)から(3)までに該当する事業主であること。

(2)　教育訓練施設等に対し、計画対象被保険者の再就職に係る支援として再就職先での職務の遂行に必要となる知識又は技能を習得させるための訓練の実施を委託し、当該委託に要する費用を負担した事業主であること。

(3)　(2)の委託に係る計画対象被保険者の離職の日の翌日から起算して六箇月（当該計画対象被保険者が四十五歳以上のものであるときは、九箇月）を経過する日までの間に当該計画対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。

(4)　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて(3)の再就職を実現した当該計画対象被保険者の再就職先の事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

(5)　(2)の委託に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

第百二条の五第二項第二号に次のように加える。

ニ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　イ(1)から(3)までに該当する事業主であること。

(2)　教育訓練施設等に対し、支援書対象被保険者の再就職に係る支援として再就職先での職務の遂行に必要となる知識又は技能を習得させるための訓練の実施を委託し、当該委託に要する費用を負担した事業主であること。

(3)　(2)の委託に係る支援書対象被保険者の離職の日の翌日から起算して六箇月（当該支援書対象被保険者が四十五歳以上のものであるときは、九箇月）を経過する日までの間に当該支援書対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。

(4)　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて(3)の再就職を実現した当該支援書対象被保険者の再就職先の事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

(5)　(2)の委託に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。